円満な相続・かしこい贈与のための

財産承継ニュース

夏号
2020
vol.33

●コロナ対応

新型コロナウイルスに対応する支援策の活用

●相続TAX

第二次相続を見すえた配偶者への遺産分割とは？（その2）

同一年中に連続して相続が発生した場合の注意点

●相続事例

ひとみ税理士の相続㊙相談手帖〈第33話〉

居住用不動産贈与の持戻し免除とは？

●コラム

ここがポイント！自筆証書遺言の保管制度

税理士法人　エスペランサ

相続ラウンジ Lounge

〒450-0002　愛知県名古屋市中村区名駅三丁目25番9号　堀内ビル2階

個別相談予約受付ダイヤル　0120-352-110

コロナ対応

新型コロナウイルスに対応する支援策の活用

新型コロナウイルス感染症が広い範囲でさまざまな影響を及ぼしています。株価の下落や家賃収入の減少など、資産家の方々にも大きな影響があります。今回は資産家の方々が活用できる政府の支援策を確認しましょう。

1. 家賃の回収が滞って借入金返済が負担になる場合は緊急融資を受ける

さまざまな店舗などが、新型コロナウイルス感染症による顧客の急減や緊急事態宣言による要請で休業せざるを得なくなり、大家が家賃の減額要請や支払い免除要請を受けている例もあるようです。家賃収入が大幅に減少してしまうと、当面の借入返済については預金を取り崩して対応できても、早晩返済ができなくなる恐れもあります。

最近1カ月の売上高が前年または前々年対比で一定以上減少した場合には、日本政策金融公庫や民間金融機関の実質無利子・無担保（保証料なし）の緊急融資制度が利用できます。手続きを早めに行うとよいでしょう。

2. 家賃支援給付金

家賃を払うのが困難な事業者を支援する制度が、令和2年度補正予算で措置されます。経済産業省の公表情報では、次のようになっています。

（1）給付対象者

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。

①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50％以上減少

②連続する3カ月の売上高が前年同期比で30％以上減少

（2）給付額

申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6カ月分を支給。

【法人の場合】

支払家賃（月額）	給付率	給付上限
75万円以下の部分	2／3	100万円／月
75万円超の部分	1／3	

【個人事業者の場合】

支払家賃（月額）	給付率	給付上限
37.5万円以下の部分	2／3	50万円／月
37.5万円超の部分	1／3	

3. 法人が賃料減額要請に応じた場合

不動産賃貸業を経営している法人が、賃貸借契約を締結している事業者（借り手）に対して賃料を減額した場合、減額分の金額は、原則として寄附金課税の対象です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業者と協議の上、次の条件を満たす場合は、寄附金課税の対象となりません。

①事業者（借り手）において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難、又は困難となるおそれが明らかである。

②賃料の減額の目的が事業者の事業継続や雇用確保などであると書面で確認できる。

③賃料の減額が、事業者において被害発生から通常の営業活動再開の復興過程の期間において行われたものである。

4. 法人経営の場合の申告・納付期限延長

法人は原則として決算日から2カ月後が申告期限ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、納期限までに申告・納付を行うことが困難な場合には、申告・納付期限の延長が認められます。

申告・納付期限の延長を受けるには、法人税・消費税の確定申告書に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載すれば足り、別途申請書の提出は不要です。もちろん利子税・延滞税・加算税はかからず、担保も不要です。

5. 固定資産税の納税猶予

令和2年度分の固定資産税・都市計画税の納付について、令和2年2月以後の1カ月以上の期間の収入が前年同期に比べて20%以上減少していると、無担保、延滞税なしで納税の猶予を受けることができます。

令和2年6月30日と納期限のいずれか遅い日までに申請書と収入の状況の分かる書類を提出すればよいこととされています。

6. 来年度の固定資産税・償却資産税は減免

令和2年2月から10月までの任意の3カ月間の収入が前年同月と比べて30%以上減額していると、来年分である令和3年度分の事業用家屋や償却資産に課税される固定資産税及び都市計画税が減免される制度が創設されています。

①売上高が30%以上50%未満減少している事業者は2分の1軽減

②売上高が50%以上減少している事業者は全額免除

減免を受けるには、令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等から認定を受けて各市町村に申告する必要があります。認定経営革新等支援機関とは、税務、法務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関などで、税理士、公認会計士、弁護士などが認定を受けています。

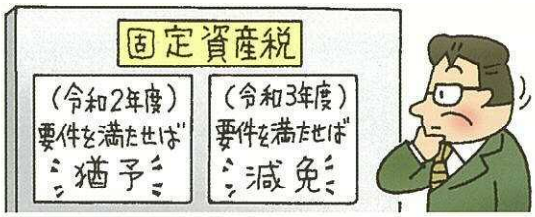

7. 相続税の申告・納付期限延長

新型コロナウイルス感染症の影響により、相続人等が期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、個別に申請することにより申告・納付期限の個別延長が認められます。

相続人等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合はもとより、新型コロナウイルス感染症の影響によって相続人等が次のような状況となっているため申告をすることが困難なケースなどが該当します。

- 体調不良により外出を控えている場合
- 平日の在宅勤務を要請している自治体に住んでいる場合
- 感染拡大により外出を控えている場合

また、上記のような理由以外であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

個別の申請により申告期限等が延長されるのは申請を行った者のみとなり、他の相続人等の申告期限等は延長されないので注意が必要です。

第二次相続を見すえた配偶者への遺産分割とは？（その2）

同一年中に連続して相続が発生した場合の注意点

相続開始後、共同相続人の中に配偶者がいる場合、第二次相続の負担軽減などを考慮した遺産分割の工夫の範囲が広くあります。同年中に連続して相続が発生した場合、第一次相続と第二次相続で通算した相続税の負担を軽減するためには、どのような遺産分割の方法が有効なのでしょうか。

1 第二次相続までの通算相続税を考慮した遺産分割

設例①のようなケースにおいて、同一年中に連続して相続が発生したとします。そうすると、同一年中に相続が発生したことによる相次相続控除を考慮しても、配偶者が第一次相続の財産の10％を相続する場合（母と子の相続割合が1：9）に、第一次相続及び第二次相続における通算相続税額は最も少なくなります。

同一年中に連続して相続が発生するケースはあまり多くありませんが、そのような場合には、通算相続税額を考慮の上で第一次相続での配偶者と子の相続の割合を決めた方がよいでしょう。

設例①

〈第一次相続〉
父が令和元年1月に死亡

1. 被相続人：父
2. 父の遺産：5億円
3. 相 続 人：母・長男・長女
4. そ の 他：母固有の財産は1億円とする

〈第二次相続〉
母が同年4月に死亡

1. 被相続人：母
2. 母の遺産：1億円
3. 相 続 人：長男・長女

（注1）相続税額は令和2年4月現在の税制によっています。
（注2）子は各人均等に相続するものとして計算しています。
（注3）税額控除等は、配偶者の税額軽減及び相次相続控除額のみとして計算しています。

（単位：万円）

相続割合	第一次相続の税額		第二次相続の税額（注3）	合計税額
母：子	①母	②子（2人）	③1年以内に相続発生	①＋②＋③
10：0	6,555	0	10,205	16,760
9：1	5,244	1,311	9,856	16,411
8：2	3,933	2,622	9,507	16,062
7：3	2,622	3,933	9,249	15,804
6：4	1,311	5,244	9,084	15,639
5：5	0	6,555	8,920	15,475
4：6	0	7,866	6,920	14,786
3：7	0	9,177	4,920	14,097
2：8	0	10,488	3,340	13,828
1：9	0	11,799	1,840	13,639
0：10	0	13,110	770	13,880

2 亡くなる順番によって納税予想額も異なる

相続税は法定相続人（相続の放棄があってもなかったものとして判定）が、法定相続分どおり取得したものとして各人の取得金額を求め、超過累進税率を適用して求めた金額の合計額が相続税の総額となります。

設例②を見ると分かるように、財産を父の方が母（配偶者）よりも多く所有しているような場合は、どちらが先に亡くなるかによって通算の相続税額が異なります。そのため、納税予想額を検討する際は注意が必要です。

設例②

1. 家族構成：父・母・長男・長女
2. 父所有財産：10億円
3. 母所有財産：1億円

〈ケース1〉父が令和元年8月に死亡した翌月に母が死亡した場合の相続税
（父死亡⇒母死亡：法定相続分どおり相続するものと仮定）

（単位：万円）

	第一次相続			第二次相続	
相続人	母	長男	長女	長男	長女
相続財産	50,000	25,000	25,000	30,000	30,000
相続税	－	8,905	8,905	9,855	9,855
通算相続税	37,520				

※第一次相続で父の遺産を母が2億円相続した場合、通算相続税は最も安くなり32,440万円となります。

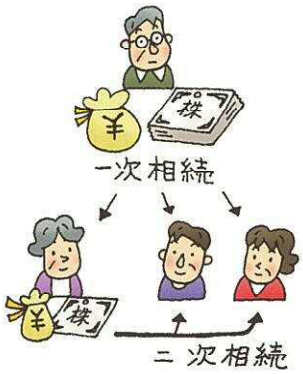

〈ケース2〉母が令和元年8月に死亡した翌月に父が死亡した場合の相続税
（母死亡⇒父死亡：法定相続分どおり相続するものと仮定）

（単位：万円）

	第一次相続			第二次相続	
相続人	父	長男	長女	長男	長女
相続財産	5,000	2,500	2,500	52,500	52,500
相続税	－	157.5	157.5	21,000	21,000
通算相続税	42,315				

※第一次相続で母の遺産を父が相続しなかった場合、通算相続税は最も安くなり40,130万円となります。

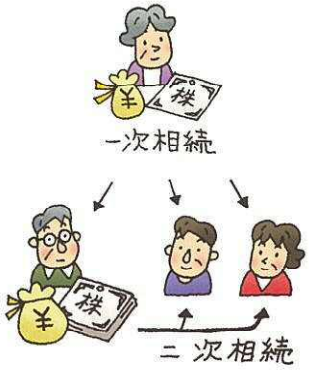

相続事例

ひとみ税理士の **相続秘相談手帖** ―●第33話

居住用不動産贈与の持戻し免除とは？

税理士
東西ひとみ

新緑が鮮やかな庭で初夏のさわやかな空気を吸い込んで深呼吸していたひとみ。「妻に家を贈与することを考えている」という佐藤さん（家族構成：妻と子3人）が来社されるため、配偶者の居住用不動産贈与に対する特別な取扱いについて、その注意点も含めてご説明しておきたいと思っていた。

佐藤：ひとみ先生、今のうちに妻に自宅を贈与しておくかどうか悩んでいます。「民法が改正されて、居住用不動産を生前に贈与しておけば遺産分割の際に持ち戻さなくてよい」と聞いたので、どういうことなのか詳しく教えてください。

ひとみ：税制上の優遇措置として、「贈与税の配偶者控除の特例」があります。婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除（配偶者控除）できるというものです。改正前の民法では、この非課税特例により居住用不動産の贈与を受けても原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱われるため、遺産分割時に配偶者が最終的に取得する財産額を増やすことにはなりませんでした。
しかし改正後は、配偶者保護の観点から、この居住用不動産の贈与については、遺産分けに際して相続財産に持ち戻さなくてよい（持戻しの免除の意思表示があったもの）と推定する規定が置かれることになりました。よって、**被相続人が持ち戻すよう意思表示をしなければ、すでに贈与により取得していた居住用不動産分を相続分の前渡しとして遺産分割の際に考慮しなくてもよい**のです。

佐藤：では妻に自宅を生前贈与し、この非課税特例を利用すれば、確実に妻に不動産を残せる上、相続の際にその贈与分に関係なく、わざわざ遺言を作らなくてもその他の財産を法定相続分で分け与えられるのですね。

ひとみ：遺産分割においては確かにそうですが、私はこの2,000万円の居住用不動産の贈与税の配偶者控除を税金対策上あまりお勧めしません。

佐藤：え！それはどうしてですか？無税で贈与できるなら良い制度では？

ひとみ：理由は3つあります。まず1つ目は、もともと配偶者は、子どもがいる場合、法定相続分の2分の1まで非課税でもらう権利がありますので、生前に自宅等をもらわなくても、遺産の半分以下または1億6,000万円までの財産を相続した場合においても、相続税はかからないからです。

自宅以外の財産がある程度あり、自宅を含めて法定相続分の2分の1を相続すれば、今後の生活は十分であるという方は贈与ではなく居住用不動産を遺言で取得したとしても、ほぼ間違いなく豊かな生活ができるでしょう。
2つ目は、小規模宅地等の特例を利用する場合、特例を適用できるのは相続により取得した土地に限られるためです。相続税がかかる方にとって、この特例は相続税のベストな対策であるにもかかわらず、わざわざこの特例を適用できない贈与を選択する必要はありません。
3つ目として、贈与にかかる土地の登録免許税と不動産取得税が相続時より高いことがあります。相続税のかからない夫婦の場合、この居住用不動産の贈与を実行すれば相続税も贈与税もかからないにもかかわらず、不動産の名義移転に係る流通税だけが余分にかかってしまうのです。
このような理由から、**居住用不動産の生前贈与をしないほうがさまざまな税金の総額は低く抑えられることが多いのです**。配偶者に法定相続分以上を渡したいだけなら、遺言でそう指定すれば十分です。

ひとみ

佐藤

よくわかりました。税法では最高限度額が設定されているとお話しいただきましたが、民法では最高限度額は設定されているのでしょうか？

民法では最高限度額の設定はされていませんが、高い相続税評価額の土地の贈与の際には2,110万円を控除した後に高い累進税率の贈与税がかかりますので、特にご注意ください。
配偶者間では相続時精算課税制度も使えず、贈与税も無駄になりますので、2,110万円以下の評価額に相当する不動産の贈与が一般的でしょう。

なるほど。安易に贈与すると、かえって税金がかかる結果になることもあるのですね。教えていただき、本当によかったです。

配偶者間の居住用不動産贈与に対する特別な取扱い

〈見直しのポイント〉

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合については、原則として計算上遺産の先渡し（特別受益）を受けたものとして取り扱わなくてよいこととする。このような規定（被相続人の意思の推定規定）を設けることにより、配偶者は、より多くの財産を取得することができる。贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となる。

【事例】 相続人は配偶者と子2名（長男と長女）、遺産は居住用不動産（持分2分の1）2,000万円（評価額）、その他の財産6,000万円、配偶者に対する贈与居住用不動産（持分2分の1）は2,000万円

〈改正前〉（令和元年6月末までの贈与）
配偶者の取り分を計算する時には生前贈与分についても、相続財産とみなされるため、
(8,000万+2,000万)×1/2−2,000万=3,000万円となり、
最終的な取得額は、
3,000万+2,000万=5,000万円となる。
結局、贈与があった場合とそうでなかった場合とで、最終的な取得額に差異がないこととなる。

〈改正後〉（令和元年7月以降の贈与）
生前贈与分について相続財産とみなす必要がなくなる結果、配偶者の遺産分割における取得額は、
8,000万×1/2=4,000万円となり、
最終的な取得額は、
4,000万+2,000万=6,000万円となり、
贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。

（法務省資料を参考に作成）

Column

ここがポイント！ 自筆証書遺言の保管制度

民法（相続関係）の改正による遺言書に関するルールの変更点

●使いやすくなった自筆証書遺言

平成31年1月13日以降に作成された自筆証書遺言では、遺言の本文・署名・日付自体は手書きしたうえで押印、目録等は印字した紙面の1枚ずつ（両面印刷の場合は両面共）に署名・押印をすれば有効とされ、詳細な自筆証書遺言の作成が容易になりました。

●新しい制度の開始で自筆証書遺言が安全に保管できる

これまで、自筆証書遺言は原本が1通しか存在しない遺言にもかかわらず保管についての規定が一切なく、誤って破棄されたり、発見されなかったりして遺言の内容を実現できない可能性が相当程度ありました。そのため、自筆証書遺言を法務局で保管する制度が整備され、令和2年7月10日から施行されます。自筆証書遺言の作成後、遺言を作成した本人が法務局にその遺言書を持参し、本人確認を受けた後、法務局が原本とともに画像データを保管するというものです。遺言者本人は、いつでも遺言の内容を確認したり、新たな遺言を預け直したりすることができます。

この保管制度を利用した場合、相続人や受遺者等は、遺言者の死亡後、全国の法務局において保管されている遺言事項を証明する書面の交付を請求できます。また、相続人等の1人が遺言書情報の確認等をすると法務局から他の相続人等にその旨が通知されるため、遺言書の存在が知られないままになる可能性は低いでしょう。

制度利用の際には本人確認がされるため、自筆証書遺言が偽造であるという紛争が避けられますし、法務局保管の自筆証書遺言は家庭裁判所での検認手続が除外され、複数通を取得できる遺言書情報証明書で執行できます。そのため安全で便利な遺言方法となるでしょう。

自筆証書遺言の法務局保管等のためには所定の手数料が必要です（下表参照）。

自筆証書遺言書保管制度の手数料一覧

申請・請求の種別	申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請	遺言者	一件につき3,900円
遺言書の閲覧の請求（モニター）	遺言者・関係相続人等	一回につき1,400円
遺言書の閲覧の請求（原本）	遺言者・関係相続人等	一回につき1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関係相続人等	一通につき1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関係相続人等	一通につき　800円
申請書等・撤回書等の閲覧の請求	遺言者・関係相続人等	遺言書の保管申請に関する申請書等又はその保管申請の撤回に関する撤回書等の閲覧につき1,700円

※ 関係相続人等：遺言書の保管を申請した遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者等

いずれの費用も、公証役場で作成する公正証書遺言（遺言する財産の額によって手数料の金額が変わる）や秘密証書遺言（一律11,000円）に比べて安価であり、国の保管ということで安心できますから、この機会に自筆証書遺言の作成及び法務局保管について検討されてはいかがでしょうか。

©TKC出版2020